

○岡山県警察本部地域部機動警ら隊の組織及び運用規程

(平成 23 年 3 月 9 日警察訓令第 6 号)

改正 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号 平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号

平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 令和 2 年 3 月 13 日警察訓令第 6 号

令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号 令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 34 号

岡山県警察本部生活安全部機動警ら隊の組織及び運用規程を次のように定める。

岡山県警察本部地域部機動警ら隊の組織及び運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察本部地域部機動警ら隊(以下「機動警ら隊」という。)の組織及び運用について必要な基本的事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 機動警ら隊の運用に関しては、地域警察運営規則(昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号)及び岡山県警察地域警察運営規程(平成 5 年岡山県警察訓令第 7 号)に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 機動警ら隊は、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 職務質問等による被疑者の検挙
- (2) 機動警ら、警戒活動による事件、事故等の予防及び危険の防止
- (3) 緊急配備等(岡山県警察緊急配備規程(昭和 55 年岡山県警察訓令第 5 号)に規定する緊急配備、広域緊急配備、広域協定配備及び初動活動をいう。)の対象事件に対する初動警察活動
- (4) その他岡山県警察本部長の命ずる事項

(組織)

第 4 条 機動警ら隊の隊本部を岡山市に置く。

2 機動警ら隊に方面隊を置き、方面隊の名称、位置、主たる活動区域及び分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

3 機動警ら隊に置く係(以下「係」という。)及びその分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

4 各方面隊に第一班、第二班及び第三班(第 8 条の 2 第 1 項において「班」という。)を置く。

(隊長)

第 5 条 機動警ら隊に隊長を置き、警視をもって充てる。

2 隊長は、上司の命を受け、隊務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(副隊長)

第 6 条 機動警ら隊に副隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を補佐し、その命を受け、部下の職員を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長に事故があるときは、その事務を代行する。

(隊長補佐)

第7条 機動警ら隊に隊長補佐を置き、警部の階級にある警察官又は同相当職の行政職員若しくは技術職員をもって充てる。

2 隊長補佐は、上司の命を受け、隊務を処理するとともに、部下の職員を指揮監督する。

(方面隊長)

第8条 方面隊に方面隊長を置き、警部をもって充てる。

2 方面隊長は、上司の命を受け、隊務を処理するとともに、部下の職員を指揮監督する。

(専門職)

第8条の2 係及び班(以下「係等」という。)に専門職を置くことができる。

2 専門職は、行政職員又は技術職員をもって充てる。

3 専門職は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係長、班長及び主任)

第8条の3 係等に係長、班長及び主任を置くことができる。

2 係長、班長及び主任は、警察官(警部補及び巡査部長に限る。以下この項において同じ。)又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。この場合において、警察官を充てる場合には、係長及び班長には警部補を、主任には巡査部長をもって充てる。

3 係長、班長及び主任は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(専門官)

第8条の4 係等に専門官を置くことができる。

2 専門官は、警部補をもって充てる。

3 専門官は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係員及び班員)

第8条の5 係等に別表第3に定める係員又は班員を置くことができる。

2 係員及び班員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(勤務種別)

第9条 機動警ら隊員(以下「隊員」という。)の勤務は、通常基本勤務及び特別勤務とする。

2 通常基本勤務とは、機動警ら勤務及び待機勤務をいう。

3 特別勤務とは、通常基本勤務以外の勤務をいう。

(活動方法)

第10条 機動警らにおいては、事件等の発生状況等の治安情勢等を分析した上、最も効果的な路線、区域、時間帯等を選定し、第3条第1号から第3号までに掲げる機動警ら隊の任務を遂行するものとする。

2 待機においては、方面隊及び警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)において、常に緊急出動に即応できる態勢を保持しつつ、庁舎内外の警戒、無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備、書類の作成、整理等に当たるものとする。

(勤務要領等)

第 11 条 隊員の勤務要領及び勤務基準は、隊長が別に定める。

(運用計画)

第 12 条 隊長は、あらかじめ月間運用計画を策定しなければならない。

(相互連携)

第 13 条 隊長は、機動警ら隊の効率的な運用を図るため、事件、事故等を所管する警察本部の所属の長及び警察署長と緊密な連携を保持し、相互に協力しなければならない。

(応援出動)

第 14 条 所属長は、必要があると認めるときは、隊長に対し、機動警ら隊の応援出動を要請することができる。

2 前項の規定により応援出動した隊員は、要請した所属長の指揮を受けて活動するものとする。

(隊員の心得)

第 15 条 隊員は、機動警ら隊員としての誇りと自覚を持ち、活動に必要な知識の習得、職務質問等の技能の向上及び法令の研さんに努めなければならない。

2 隊員は、機動警ら中は、積極的に職務質問を実施し、犯罪の予防及び検挙に努めなければならない。

(引継ぎ等)

第 16 条 隊長は、隊員が取り扱った事件、事故等で引き続き捜査等警察上の措置を必要とするものについては、その発生地又は検挙等の場所を管轄する警察署長に、関係書類とともに引き継ぐものとする。

2 隊長は、隊員が被疑者を逮捕し、又は常人から引渡しを受けたときは、事件、事故等を引き継ぐ警察署長に引き渡すものとする。ただし、指名手配被疑者等の身柄引き渡しについては、別に定めるところによる。

3 隊長は、被疑者の引渡しに関し、前項の規定により難しい場合は、関係所属長と協議するものとする。

(腕章の着用)

第 17 条 隊員は、原則として、左腕に別に定める腕章を着用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(岡山県警察事務決裁規程の一部改正)

2 岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 34 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

名称	位置	主たる活動区域	分掌事務
岡山方面隊	岡山市	岡山市内を中心とする区域	1 第 3 条に規定する任務に関すること。 2 第 14 条に規定する応援出動に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
倉敷方面隊	倉敷市	倉敷市内を中心とする区域	

別表第 2(第 4 条関係)

係	分掌事務
庶務係	1 隊の庶務及び会計に関すること。 2 隊庁舎の維持管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
企画指導係	1 隊の運営上の企画及び調整に関すること。 2 車両及び装備資機材の管理に関すること。 3 隊員の指導及び教養に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

別表第3(第8条の5関係)

係員又は班員の職名	充てる職員
巡查長	巡查
巡查	
主任主事	行政職員
主事	
主任技師	技術職員
技師	